

令和7年度保育園歯科衛生指導の手引き

1 実施理由

文京区では、歯科保健に関する意識を高めることにより児童の健康増進に資することを目的として、文京区内認可保育園等の2歳児クラス以上の園児を対象に、歯科医師による歯科衛生指導を実施しております。

保育士等による啓発活動も行っておりますが、歯科医師の指導・啓発は園児や保護者に対して良い影響を強く与える事が出来るため、歯科保健の向上に効果が上がっております。

2 実施内容（例）

次の事項（例）などから、いくつかを組み合わせて実施をお願いします。

- (1) 歯の磨き方を話やビデオで説明する。
- (2) 乳歯模型等により磨き方を指導する。
- (3) 園児に対して歯に関するクイズを行う。
- (4) 歯の大切さについてお話をする。

3 実施方法

(1) 日程について

別紙「令和7年度保育園歯科衛生指導日程表」のとおり

(2) 時間について

保育園長と協議のうえ、決定してください。

(3) 指導資材は歯科医師会事務局に以下のものを貸し出しておりますので、ご活用ください。

- ・食育エプロン
- ・カラーパネルシアター
- ・咀嚼パペット
- ・カバちゃんパペット歯ブラシ君

(4) 感染症対策について

日常における基本的な感染対策は個人や事業者の主体的な選択を尊重し、それぞれの判断に委ねることが基本となります。感染対策について必要がある場合は、事前に園と協議の上、実施してください。

4 謝礼

謝礼は、28,200円で10.21%の源泉徴収のうえ、歯科衛生指導実施日の翌月以降にご登録の銀行口座に振り込みます。

なお、謝礼は1園につきお二人分までのお支払いとなります。予めご了承ください。